

生きる権利



住む場所や食べ物がある。
医療を受けられる。
命が守られる。

第6条 第7条 第27条

育つ権利



教育を受けられる。
持っている能力を伸ばす。

第28条 第29条

守られる権利



虐待を受けない。
労働を強要されない。
幸せを奪われない。

第8条 第16条 第19条 第32条 第34条
第35条 第36条

参加する権利



自分の意見を自由に言える。
団体活動や集会を開ける。

第12条 第13条 第15条 第31条